



があるやに承つておりまするけれども、ただいま議題となつておりまするところの請願の趣旨は、国民の税金に

よらずして、あるいは一円あるいは二円というふうな零細な、しかもまこと

にあるわしい盛り上る浄金をもつて、あるいは向う三年あるいは向う五年、

計画的に預貯金をして、やがて国民の大多数の諸君とともに、零細な、しか

ももうるわしいところの浄金をもつて皇居の再建をしてあげたいという、ま

とにうるわしい精神の発露の請願でござ

もちろんのこと、宮内庁当局におかれましては、お考えのあるところは忌憚

なく御所感を御発表いただいで、本請願の趣旨だけは、これをおくみとり

ただきたいということをお願い申し上げて、紹介議員の蕪辞にかえる次第

あります。

○木村委員長 次に宮内庁の御所見を求めます。宇佐美宮内庁次長。

○宇佐美政府委員 ただいま請願の趣

少し検討を加えて参りたい、かように考えておる次第であります。

○木村委員長 次に日程第一、第二、第一七及び追加日程中の第一二七二号

は、同一趣旨の恩給法の一部改正に關する請願でありますので、一括して

議題といたし、政府の意見を求めます。

○城谷説明員 ただいま議題となりましたところの請願は、昭和二十三年七

月前に退職しました者と、その後退職

給それ自体を今後恩給法で直してかかるといふことは非常に困難な問題が生

じまして、これを改正することにつきましては、とくと検討しなければなら

い問題である、こゝういふふうに考えております。

○木村委員長 御質疑はありませんか。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 この請願については、私も紹介者の一人になつておるの

であります。貸借価値の変動といふ

○木村委員長 次に第九、追加日程一二七三号の恩給法の一部改正に關する

請願を一括して審査いたします。政府の意見を求めます。

○城谷説明員 この請願の趣旨は、樺太におりました特定郵便局長が、終戦

とともに内地へ引揚げて来ておるわけでありまして、この者の恩給の基礎在

職年を恩給法的に通算するようにしてほしい、こゝういふ請願のように思

てあります。これにつきましては、先国会に御審議を願ひまして、昭和二十

あります。しからばこういうものを將來とも恩給法的にこの価値を見るかと申しますと、各方面に影響するところが大きなものでありますから、よほど慎重にこれを研究しなければならぬだらう、こういうふうに考えております。

○木村委員長 次に日程第三、元陸軍教授に対する恩給復活の請願を議題といたし、政府の意見を求めます。

○城谷説明員 たいま議題になりましたのは、陸軍教授の在職年を恩給法的に見てほしい、こういう請願のよう

に思うのであります。この点につきましては、御承知の通り昭和二十年十一月四日に連合軍の最高司令官から日本政府に送られた覚書によりまして設けられました昭和二十一年の勅令六十八号で、この軍属の在職年には恩給を給しないというに相なつておるのであります。そこで本件請願者のように、陸軍教授であつた者につきましても、恩給を給することができなくなつたのであります。従いまして現在もこれに対しては恩給を給してありません。しからばこういう者の恩給を將來どうするかということにつきましては、いろいろと御意見もあり、またわれわれとしても事務的にはいろいろと研究をいたしておるのであります。何分にもまだ成案を得ておらないのであります。目下いろいろと関係方面におきましても研究されておるのであります。政府内部におきましても、まだ何も結論を見ておりません。さう御了承願ひたいと思ひます。

○木村委員長 次に第一六次の警察予備隊による開拓地接収等反対に関する

請願を議題といたし、警察予備隊本部次長江口見登留君の御所見を求めます。

○江口政府委員 警察予備隊の発足が非常に急がれたために、その営舎を設けずる場合に、その付近に適當な射撃場とか訓練場とかがあるとかないとかいうことの調査がまだ完成しないうちに、既存の建物を利用して入りまして、既係上、訓練が進むにつれて、さういふ射撃場、訓練場の土地が必要になつて参つたのであります。しかしながら適地が付近にありません。しかも、開拓地その他に目をつけて、土地所有者などと相談した結果、臨時使わせていただくとおるといふような状態でありまして、今後ともさういふ事態を多数予想せられるのであります。もちろん発足早々のことであります。そので、各地元の営舎におきまして、それ／＼個別的に土地所有者、開拓者とも相談して使わせてもらつておりますが、農林省当局に対する交渉と申しますか、折衝が今日まだ行われておりません。これら開拓者と田圃なる協議をした上で、できるだけの耕地は使わない、不毛地とかいふようなものを使うことにはいたしまして、開拓者に御迷惑をかけないように今後とも処置いたしたい、かように考へておられます。

○木村委員長 御質疑はありますか。――御質疑がなければ、本日の請願の審査はこの程度にいたし、その委員会の態度の決定は後日に譲りたいと思ひます。なお残余の請願の審査も後日に譲ります。

○木村委員長 次に外務省設置法案を

議題といたし、質疑の後討論採決を行いたいと思ひます。質疑の通告がありますから、これを許します。加藤充君。

○加藤(充)委員 私は一点お伺ひしたのですが、それは第二十四條の問題であります。問題のまづ目に浮かぶのは、いわゆる朝鮮と呼ばれてゐる地域並びにその公館の問題であり、もう一つの問題は、中国と呼ばれてゐる地域並びにその公館の問題であります。御承知のようにいろいろいさざつはございまして、朝鮮の停戦交渉といふようなものも結果によりましては、朝鮮の問題に大きな変化が予想されると同時に、たゞいまの台湾海峡を中心としたして、いわゆる中国の海域に派遣されております米国の派遣海軍の撤退の問題も出て参りまして、そのことは同時に、さつき申し上げましたいゆる中国の問題に大きな影響を持つて来る問題だと私は考へます。しかもお民族自決の原理に基づくものであり、民族の統一といふものは、他国他民族の容喙、干渉すべからざるものであります。さういふ点でいゆる韓国の李承晩政府を承認し、これと外交的折衝をやる、並びにその在外事務所、在外公館といふようなものの設置、増設あるいはまた一面中華人民共和國とそれから台湾の蔣介石政府、さういふようなものとの外交折衝といふようなものは、日本の將來の問題と関連して、重大な意味を持つものである。輕々に短期間にこれを決定することとはならないと思ひます。さういふふな意味合いをもちまして、在外公館の設置並びにその増設という

ような問題、並びにその格付の問題等については重要なものがあると私は信じます。なおいろいろ／＼な制約のもとにおきまして、附則の三に書かれておる在外公館の問題と、在外事務所の問題とを將來のことを考へればいろいろ／＼なところであらうと思ひます。さういふ意

味合いにおいて法律で定めるといふ二つ十四條の原則のほかに、臨機応変に、あるいは国会の閉会中には、政令で今申し上げましたような諸点が一般的に授權されてき得るような規定を持つていふことは、運営いかんによつては非常な問題を惹起いたしますし、しかもまた従来の政令といふような扱い方自体の実績にかんがみまして、われわれはこの授權といふものに多くの危惧を持たざるを得ないのであります。以上のような点について、第二十四條の事柄をお尋ねいたしておきたいと思ひのであります。

○島津政府委員 在外公館の設置につきましては、第二十四條に原則として法律で定める建前が掲げてあるわけであり、一方的にかきめることはもちろんできないのでございまして、相手国と十分の話し合があつた上で設置の合意に達して、その後初めてできるわけであり、もちろんこの法律でできる限り設置いたすことにならなければなりません。ここに例外といたしまして、「特別の必要がある場合」と書いてあります。これは、国会の閉会の期間が相当長きに及びまして、その間實際上相手国との間に話が進みまして国交が正式に開かれ、これに伴ひまして正式の諸種の條約が締結されるという段階になりまし

て、なおかつ公館の設置が遅れるというような場合がありましては困りますので、そのために例外が設けてあるわけでございます。あくまで本則の法律で定めるといふ建前は堅持して行く考へであります。

○加藤(充)委員 これは単俗な記事並びにその記事に盛られた意見を引用してどうかと思ひますが、先般対日理事会の英連邦代表だつたW・マクマホン・ポール氏の、日本の雑誌に寄せられた記事を見ますと、アジア、とせられた記事を見ますと、アジア、とせられた記事を見ますと、アジア、との民族運動のうちの勢力といふ、性格といふ、さういふものについては、この民族の革命運動は外国的政治的支配に対する植民地政策と帝国主義に対する反抗であり、民族自決と完全な民族独立の要求である。この反抗は主として西歐の植民地列強に向けられてゐる。第二に、この革命は自己の尊厳を敏感に自覚し、貧富の差はなだしい懸隔に対する反感を高めた民衆による社会的、経済的反抗である。第三に、この革命は、ほかに適當な言葉がないが、一つの人種の反抗である。すなわち西洋に対する東洋の反抗――アジアの運動はアジア人の手で行はさるべきであり、東洋に新しい諸国民が生れることは、それ自身が目的であつて、西洋の目的に使われる手段ではないといふ決意を意味するものであるといふような、要約された記事は私は読んだのであります。これらの問題は日本がアジアの一環として、日本民族がアジア民族の一環として、しかも敗戦の結果今日日本民族が置かれて

いる立場、同時にその中にわき起つて来る自覚、民族的な将来の運命というものは、W・マクホン・ポール氏が、対日理事会の英連邦代表として日本におられた間の、そうしてその学者としてアジア民族問題を研究された結果の御意見は、われ／＼が民族として、日本人として大いに考えてみなければならぬところがある。私はかたく信ずるものであります。二十四條の政令に授権されましたこの運営というものは、いわゆるアジアの孤児になるような道にみづから急いでさまよひ出るようなことになつては、私はたいへんだと思つたので、原則を守るといふ御答弁でありましたけれども、私は政令というよりも意見をここに強く持つものであります。原則を守るといふ運営の御意見を聞かされたので、これ以上私の質問は続けないことにいたします。

○木村委員長 他に御質疑はありますか——他に質疑がなければ質疑はこれにて終局いたしました。

これより討論を行います。青木正君。

○青木(正)委員 私は自由党を代表いたします。政府原案に賛成の意見を簡単に申し述べたいと思つたので、外資自主権がなかつたのであります。従ひまして外務省はいわば連合国との連絡機関というにすぎなかつたのでありますから、今までの機構は本来の外交を担当するのにはあまりにも小さ過ぎると申しますか、機構が適当でなかつたのでございます。そこで近く日

本の独立も予想されまして、やがて日本の外交自主権が回復するのでありますから、これに照応しますように、わが外務省の機構をこの際元来の姿に復しめしめ、そうして目前に迫つた独立に備えるということは、まことに当然のことと思つたのであります。しかも今回の改組と申しますか、中止して新しくつくり直す設置法の内容を拝見いたしますと、今までありました外務省と異なりまして、その内容もまことにすつきりした形になつておりますので、この際こういう姿にかえることにむしろ私も積極的に進んで賛成をいたしました。一日も早く独立を迎え、そうして独立を迎えたあとの日本の外交を活発に活動できるようにすべきである、かような見地から原案に對しまして賛成をいたすものであります。

○木村委員長 次に千葉三郎君。

○千葉委員 国民民主党を代表いたします。二、三の希望条件を付して原案に賛成したいと思つたのであります。すなわちこの法案は完全なものではないので、時間も許しませんので、他日政府におきましてしかるべく御処置をお願いしたいと思います。と申しますのは第一に海外の渡航、移住、旅券の発給及び査証に關することが欧米局のみの所管とされておることが不合理でありまして、これはむしろ大臣官房に置くか、あるいは大臣官房その他で總括的に行うことが適当ではないか。また第二にこの法案の第十二條の二号、三号四号のごときは占領地にある間必要な規定でありますから、むしろこれ

は附則に移した方が適当ではないか。また第三に國際協力局という名称はどうも不適である。こういうような点につきまして政府で十分お考え願ひまして、適当な機会に御修正をお願いしたい、こういう希望を附して原案に賛成いたします。

○木村委員長 鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 私は日本社会党を代表いたしました。本案に賛成をいたしますが、但し、国民民主党と同じように一、二の留保の希望を申し上げておきたいのであります。

これは平和條約ができますと、いふやうなるものも多々入つておりました。できるならば、立法の体裁としてそういう暫定的なものは別に規定せられることが望ましかつたように思われるのであります。いづれ平和條約発効とともに再検討する必要があると私も存じております。

それから第二には、各省の行政機構全般の改革とにらみ合せて、なおいま一応検討する必要があるものであらうというのを考へておるのであります。そのときに再検討することを留保いたしました。ここに賛成の意を表しておきます。

○木村委員長 次は加藤充君。

○加藤(充)委員 日本共産党は本法案に對して反対であります。

本法案は、「平和條約の調印に伴い」といふのが提案の理由の根本であり、そして外務省設置法案の説明書によりまして「外務省の任務、権限等の規定は、中略いたしました。従前とおりであります。」そして今右に中略いたしました部分を埋める文字は「多少の技術的な修正を除いては」といふ文字で埋め

られておるのであります。そしてこの建前から國際協力局と情報文化局の二局が新たに増局されたのであります。共産党は次の理由で反対を申し上げたいと思つた。こまかな点については問題点は、質疑のうちに一応明らかにされたと思つたので、そういう点については省略させていただきます。

日本はその憲法において、ただ、戦争と武力による威嚇または武力の行使はせぬと宣言しただけではなく、その宣言を履行するために、陸海空軍その他の戦力は一切保持せず、国の交戦権を認めない」と規定してあるのであります。だから戦力である迫撃砲やロケット兵器を持つような警察予備隊や國警、海上保安隊を持つこと、及び軍事協定により日本が提供するものが、軍事力であらうと、軍事基地その他の方法であらうと、他國と共同防衛の協定を結ぶがごときは明らかに憲法違反であります。このことは自衛権だといふやうなごまかしは許されないのであります。と申しますのは、近年の戦争が多きは國家防衛の名において行われたことは顯著なる事実であります。ゆえに正当防衛権を認めることがたゞ／＼戦争を誘発するゆえんであると思つたのでありますと答弁したのは先般の吉田首相であつたのであります。

また自衛上とは申しながら、他國の軍事力を借りて守るといふのであります。これは自衛権といふその自衛といふ言葉自体に矛盾をいたします。また経済的に申しましたも、工業の発達した日本はアジアの原料に頼らなければ生きて行けない。日本はアジア経済の一環であり、ことに中國市場といふものがいかに重要な意義を持つものであるかといふことは、中國市場との關係を断つては、日本の経済はその存立が危うくなるものであるといふことによつても明瞭な事実であります。先般北京の人民日報が報ずるところによれば、対日單獨講和と日本の再軍備は、日本が中ソ兩國に對して戦争状態を続けることを意味し、日本は中ソ兩國と敵對することを意味する、これは日本人民にとつて極度に不利な危険なことであります、といふのであります。だが何と申しましたも、ソ同盟と中華人民共和國と米、英、仏とは、並んで世界の五大國であつて、中國、ソ同盟などを除いて、世界の平和的な發展、と同時に日本の平和的な發展を期待することはできないといふのが現状だと思つた。しかも世界の民主的平和的勢力が——先般もラウ國連代表がパリで演説されたこと報道されておりますが、四大國のこの不戰條約、平和條約によつてのみ日本の安全といふものが保障されるのであります。こゝういふやうな安全保障の力と結びつくといふところに日本の將來の外交の方針がなければならぬと信じます。

○木村委員長 加藤君、結論を早くお願いします。

○加藤(充)委員 同時に、ノーマア島、長崎という言葉は、リメンバール・ハーバーのあのアメリカのスパローガンだつたものと同じで、原爆を初めてまかれた日本民族、あるいは日本國民の忘れることのできない、そうして高く揚げ続けなければならない旗じかるに吉田氏は、首相として、外相として、これに反するやうなこの條約に調印して参つたのであります。外務

省は、かかる国を危うくし、戦争に近づくような方針をとり、またその実行に當つて来たものであるという事は、過去の実績に徴して明らかに通じであります。こうして平和條約の調印に伴つて国際協力局を新設して、大いにます／＼がんばらうとしておるのであります。外交にわざ／＼国際協力局というような局を設けるといふその魂胆というものは、二つの世界、すなわち米ソ二大陣營の一方に加担し、これとは協力するが他方を敵視しているという立場が、問うに落ちず語るに落ち、国際協力局という部に現われたいものだとは私は指摘せざるを得ない。そしてさらに情報文化局を設けて、新聞、通信、放送、その他の方法によつて対外政策及び国際情勢の対内報道、対外政策及び国内情勢の対外報道並びに今日必要な情報収集をやり、各国との文化交流及び国際文化機関との協力に關することをやろうというのであります。ここで各国といふことが書かれておりますけれども、限られた一方だけの各国であることは経験、実績上明らかであります。これはたいへん危険なことでありませう。そしてこの一方の自由の國、國際連合といわず國際協力というやうなことで、一例を申し上げますならば、スペインのフランコ、アルゼンチンのペロンといふやうなファシストと同盟して、反共が自由といふのだと放送するのでありますしやう。また公然奴隷の売買を許されておるやうなサウジ・アラビアといふやうな國も、反共だから自由だといふので提議するのでございませう。こゝういふやうなやり方によるこゝういふ國々との集團保障をやる。そして

先ほどマクマホン・ポール氏の記事を引用いたしましたように、外國の帝國主義によつて植民地奴隷にされて憤激し、獨立を求めてゐるアジアの諸國民、諸民族に対して、資本主義が自由の世界だとしてどなり立てて、アジアの孤兒になる道を選ぶのであるといふことを、私どもは明らかにこの外務省設置法案の中に見受けることができるのであります。私は大体反共とか自衛の経験や志れることはできないのであります。しかもなほ條約により強大な軍事力と資本を持つて駐留する國の影響といふものが、政治上經濟上に大きな支配をもたらすものであることは事實に徴しても実績に徴しても明かであるであります。國の獨立がないところに、いくら大きな外務省をつくり、あるいはいくらつばな方針を掲げたところで、それはまつたくのボンチ絵でしかないのであります。こゝういふやうな外務省の設置で、あたかも獨立権があるかのごとく粉飾をするに至つては、私はそのするさとそのインチキをこゝに強く指摘しなければならぬと思ふのであります。

以上の諸点が日本共產黨の当法案反對の理由であります。

○木村委員長 これにて討論は終局いたしました。採決を行います。外務省設置法案について御賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案についての委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○松岡委員 ちよつと申し上げます。このことを騒々しく言うのではありませんが、過ぐる本會議の席における委員長の報告は……。

○木村委員長 ちよつとお待たください。これをやりますから……。

○松岡委員 それに関連してあるのであります。委員長の報告はあまりにもふざけた報告で、必要以上に、むしろ議場の空気を悪化せしむることに興味を感じての報告ではないかと感ずるほどのことはだ適当ならざる報告であつたことだけは、何人も認めてゐると信ずるのであります。従つて理事がみな目を通してとまでは言いませんが、今後の報告は十分にその点御注意をいたさざることのないように、私としてはこの希望を率直に申し上げます。(同感)と呼ぶ者あり)

○木村委員長 委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任を願つたものとし、さう決定いたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○木村委員長 御異議なければさうとりはからいます。

本日はこの程度にいたし、次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

〔参照〕

外務省設置法案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年十一月二十六日印刷

昭和二十六年十一月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷行